

非現業全国林野関連労働組合近畿中国地方本部局分会交渉

議 事 要 旨

1 日 時：平成31年1月29日（火）18:00～19:00（60分）

2 場 所：近畿中国森林管理局第一会議室

3 出席者：

近畿中国森林管理局	難波 真悟	総務企画部長
	山下 寛	総務課長
	牧田 圭司	企画官(安全衛生担当)
	清水 勝成	総務課課長補佐（総務）
	徳田 隆	総務課課長補佐（福利厚生）

非現業全国林野関連労働組合
近畿中国地方本部 局分会

倉石 博	委員長
前田 文明	副委員長
山形 成司	書記長
坪倉亜由美	執行委員
千々岩将史	執行委員
宮下 裕次	執行委員

4 交渉事項

業務運営に係る労働条件課題

5 議事概要

【当局】

ただ今から、非現業全国林野関連労働組合近畿中国地方本部からの交渉の申し入れにより、あらかじめ予備交渉において取り決めた交渉事項、交渉時間に基づき交渉を始める。

【職員団体】

近畿中国森林管理局の職員数は、定数114名に対し、12月1日現在111名でマイナス3名となっている。

また、係長等の配置においては、総務1ポスト、経理1ポスト、計画2ポスト、保全2ポスト、治山3ポスト、森林整備1ポスト、資源活用1ポストの11ポストが空席となっている。

人材育成として一般職員が空席ポストの責務を担っているが、課内では応援体制によりポスト本来の業務に負担が発生している。一般職員についても責任に対する精神的な負担は大きくなっている。

今後、年度末の事務等が増加する時期を迎えるにあたり、個々具体的な実行体制及び負担軽減対策を明らかにされたい。

【当局】

当局においては、林野庁が定めた「これからの人材育成に係る指針」を補完するものとして「これからの人材育成に係る指針の運用方針」を平成29年3月に策定し、局署等が一体となって人材育成に取り組んでいるところである。運用方針においては、若齢職員には本庁、局、署等複数の組織での勤務により多様な業務を経験させ、仕事の進め方や幅広い分野の知識に触れさせることとしていることから、人材育成の観点も踏まえ、一般職員を局にも配置しているものである。

若手職員が配置されている課については、改めて、若手職員に過度の負担とならないよう、各課長に対し指示命令系統等の徹底について指導を行う考えである。

【職員団体】

行政ニーズ・民有林支援等新たに増加した業務への対応・対策について、限られた要員の中で実行体制はどのような検討をしているのか。

【当局】

各課長は、課内の業務の進捗状況を把握し、担当者任せにすることのないよう、リーダーシップを発揮し適切な指示を行うとともに、再任用職員や非常勤職員を最大限活用しながら、職員に過度の負担とならないよう実行体制について検討していく考えである。

【職員団体】

当局意識の低下・リーダーシップの欠如、当局の無責任発言等、これまで当局が主張してきた「風通しの良い職場環境の確保」が保たれていない状況となっている。職員が職場に対する疑義・不安を感じることをないよう考えを示されたい。

【当局】

各課長はその役割と責任を自覚し、日頃から職員のストレス状況の把握や要因の軽減、職場環境の向上、職場の良好な人間関係づくりに努め、「風通しの良い職場環境の確保」を行っていくよう改めて指導を行う考えである。

職員の心の健康づくりについては、職員の心の健康の保持・増進が重要な課題であるとの認識の下、「林野庁における職員の心の健康づくりについて」（管理課長通知）等に基づき、体系的な対策に努める考えである。

また、心が不健康な状態となって療養のため長期間職場を離れている職員の職場復帰に当たっては、これまでと同様に「自主練習」を始め「リハビリ出勤」や「試し出勤」制度の活用、勤務内容等に配慮しながら、復帰に向けたサポートを行う考えである。

【職員団体】

災害支援等の重要性は理解しているものの、依然と超過勤務が増加している実態があるが、豪雨災害から半年経過したにもかかわらず何ら目新しい対策が取られていない。具体の対策について早急に示されたい。

【当局】

超過勤務時間については、7月西日本豪雨等の災害対応により発災時から超過勤務が増加したところであるが、平成31年1月時点では減少傾向にある。しかしながら、引き続き、各課長は、課内の業務の進捗状況を把握し、業務の平準化に努めるとともに、必要に応じて非常勤職員の雇用も検討するなど、職員の負担軽減、超過勤務縮減に取り組む考えである。加えて、緊急事案等を除き、定時退庁の呼びかけを行うなど、仕事にメリハリをもたせ、ワークライフバランスを推進するとともに、超過勤務の縮減にも資するよう、取り組む考えである。

【職員団体】

庁舎の改修については、査定官庁の指導に基づいたものであり、やむを得ないとの認識ではあるが、執務を行いながらの1年以上にも及ぶ改修は、職員の労働条件に大きく影響を及ぼすものと考えているところである。執務室の移動時・改装工事期間中の影響を鑑み、出来得る最大限の執務環境の確保と労働条件の向上に取り組まれない。

【当局】

局庁舎の使用調整についての経緯及び内容については、節目節目で職員団体並びに職員に対し、情報してきたところである。

今後も引き続き、職員の労働条件の低下とならないよう、執務環境の向上に努めるとともに、時機を逸することのないよう、職員団体への情報提供や職員周知に努めるなど、適切に対応する考えである。

【職員団体】

今回の交渉を踏まえ、職員の業務遂行の負担軽減並びに執務環境の充実に向け、しっかりと検討し、誠意をもって対応されたい。

【当局】

本日論議した事項を踏まえて、当局として検討すべきものは十分検討し、円滑な業務運営の確保のために必要な対策を講じる考えである。

(以上)